

上尾市 伊奈町

ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書

上尾市、伊奈町はごみ処理広域化の推進に関する基本的事項について、下記のとおり合意する。

記

1 広域ごみ処理の枠組み

上尾市、伊奈町は、それぞれの現存するごみ処理施設の後継施設を共同して建設し、ごみ処理を行う。

2 一般廃棄物処理対象地域

新施設の一般廃棄物処理対象地域は、両市町の行政区域とする。

3 広域ごみ処理施設の建設地

ごみ処理施設の建設地は上尾市、伊奈町内とする。また建設候補地の選定は、平成31年度を目標年次として行うものとする。

4 協議会の設立

両市町による協議会を平成30年度末までに設置する。

5 補則

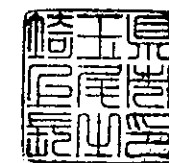
本合意書に定めのない事項及び本合意事項について疑義が生じたときは、上尾市、伊奈町において協議して決定することとする。

この基本合意の証として、本合意書を2通作成し、上尾市、伊奈町において、各自その1通を保有するものとする。

平成30年6月11日

上尾市長

富山 稔



伊奈町長

大島 清

